

## 7 Q&A① (通常給付の給付対象者について)

7-1 県外にも事業所を有する中小企業者等が、県外の自治体から事業所単位で支給される時短協力金等の支給を受けている場合は、応援金の給付対象となるか。

時短協力金については「愛媛県」の時短要請を受け、松山市が営業時間短縮に協力した飲食店に対して支給する協力金を指すため、県外の自治体から時短協力金を受けている場合でも、**応援金は給付の対象となりません**。ただし、緊急事態措置若しくはまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金の受給者は対象外となりますのでご注意ください。

7-2 県内に本社を有する中小企業者等で、県内に事業所を持たず、もっぱら県外のみで事業展開している場合は、応援金支給の対象となるか。

**給付の対象となりません**。ただし、緊急事態措置若しくはまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金の受給者は対象外となりますのでご注意ください。

7-3 多角的な事業展開により、飲食店を営んでいる中小企業者等が、時短要請を受けて協力金の支給を受けたが、別の部門（例えば小売事業）でも影響を受けたことにより、売上げが30%以上減少した場合は給付対象となるか。

多角的な事業展開を実施する場合においても、応援金は事業者単位で給付するものであることから、「愛媛県」の時短要請を受け市町が営業時間短縮に協力した飲食店に対して支給する協力金を受け取っている場合には、**給付の対象となりません**。

7-4 応援金との重複受給が認められない月次支援金の範囲は。

令和3年6月から9月までを対象とする月次支援金を受給した場合は、**応援金は給付の対象となりません**。ただし、令和3年5月以前の月又は10月以降の月を対象とする月次支援金のみを受給した場合には、**給付の対象となります**。

7-5 愛媛県からの営業時間短縮等の協力要請を受けたことによる受給が認められない協力要請の範囲は。

令和3年8月又は9月に愛媛県から営業時間短縮等の協力要請を受けた場合は、**応援金は給付の対象となりません(対象地域：松山市)**。ただし、令和3年5月以前に愛媛県から営業時間短縮等の協力要請を受けた場合には、**給付の対象となります**。

## 7 Q&A② (通常給付の事業収入について)

### 7-6 事業収入とは。

**確定申告書類において事業収入として計上するもの**を指します（収入の総額から経費等を差し引いた利益ではありません）。不動産収入や給与収入、雑所得や一時所得等は**含みません**。

### 7-7 事業収入の比較は、雑収入や家事消費等を含めた事業収入全体で行うのか。

雑収入には、国の持続化給付金、雇用調整助成金等の給付金・助成金収入が含まれるため、原則として、**雑収入や家事消費等は含みません**。

### 7-8 事業収入とは、各事業ごとの事業収入か、それとも全事業の事業収入か。

応援金は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、事業収入が大きく減少した中小事業者等を支援するためのものであることから、**全事業の事業収入を対象とします**。

### 7-9 応援金対象者に新たに追加された「任意の連続2か月の事業収入が前（前々）年同月比で15%以上の減少している」とは具体的にどういうことか。

「任意の連続2か月の事業収入が前（前々）年同月比で15%以上の減少している」とは、「6月・7月」、「7月・8月」、「8月・9月」の期間で**両月とも15%以上減少している**ことを指します。**両月の合計で15%減少しているではない**ため、ご注意ください。